



産学官  
連携功労者表彰

# 第15回産学官連携功労者表彰 募集要項

平成29年2月

内閣府

総合科学技術・イノベーション会議事務局

## 1. 産学官連携功労者表彰の目的

企業、大学、公的研究機関等における科学技術イノベーションに係る産学官連携活動において大きな成果を収め、オープンイノベーションの観点から先導的な取り組みを行う等当該活動の推進に多大な貢献をした産学官連携の優れた成功事例に関して、その功績を称えることにより、我が国の産学官連携活動の更なる進展に寄与することを目的とします。

## 2. 産学官連携功労者候補の募集

### (1) 第15回産学官連携功労者表彰の募集のねらい

産学官連携功労者表彰は、平成15年度の開始以来、現在までに14回の開催を数え、表彰事例は累計196件に上っています。本表彰制度の受賞事例からは、その後、ノーベル賞受賞につながる成果や社会的に大きなインパクトを持つイノベーション等が生まれており、人と社会に貢献する成果が数多く創出されています。

「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月閣議決定)では、オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組み強化の観点から、産学官連携活動を活性化させる必要性が改めて強調されています。また、地域イノベーションに係るリソースの制約の中において、地方創生を推進する上での産学官連携の重要性もさらに増している状況にあります。

以上を踏まえ、産学官連携において顕著な功績又は功労があり、オープンイノベーションの更なる活性化や地方創生等に資する優れた事例を称えるとともに、その取組を広く発信・普及させるため、以下の要領で産学官連携功労者候補を募集します。

### (2) 表彰対象

表彰は、次の各号の分野において、極めて顕著な又は、特に顕著な功績又は功労があったと認められる個人又は団体を対象として行います。

- ① 企業等と大学等との共同研究・受託研究等による成果の事例
- ② 大学等の研究成果である特許・ノウハウの企業等へ技術移転を行い製品化した成果の事例
- ③ 大学等の研究開発成果を活用したベンチャー創出等の成果の事例
- ④ 地域における産学官連携による成果の事例
- ⑤ その他産学官連携による優れた成果の事例

### (3) 表彰の種類等

上記の表彰対象について、以下の賞を表彰します。各賞ともに表彰状と記念品を授与します。受賞者は1件につき、原則として個人又は団体3者までとします。

今回の表彰では科学技術政策担当大臣賞(地方創生賞)を新設し、科学技術イノベーションによる地方創生の事例についても積極的に表彰する予定です。

#### ① 内閣総理大臣賞

極めて顕著な功績又は功労があったと認められる者

- ② 科学技術政策担当大臣賞  
特に顕著な功績又は功労があったと認められる者
- ③ 科学技術政策担当大臣賞(地方創生賞)  
特に地方創生の観点から顕著な功績又は功労があったと認められる者
- ④ 総務大臣賞  
情報通信技術、消防防災技術、地域の振興等の視点から特に顕著な功績又は功労があったと認められる者
- ⑤ 文部科学大臣賞  
科学技術・学術の振興の視点から特に顕著な功績又は功労があったと認められる者
- ⑥ 厚生労働大臣賞  
医薬品・医療機器等関連産業の振興の視点から特に顕著な功績又は功労があったと認められる者
- ⑦ 農林水産大臣賞  
農林水産業及び関連産業の振興の視点から特に顕著な功績又は功労があったと認められる者
- ⑧ 経済産業大臣賞  
鉱工業の科学技術の振興の観点から特に顕著な功績又は功労があったと認められる者
- ⑨ 国土交通大臣賞  
国土交通分野における科学技術の振興の視点から特に顕著な功績又は功労があったと認められる者
- ⑩ 環境大臣賞  
地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及びその他の環境の保全の視点から特に顕著な功績又は功労があったと認められる者
- ⑪ 日本経済団体連合会会長賞  
産業界の視点から特に顕著な功績又は功労があったと認められる者
- ⑫ 日本学術会議会長賞  
学術の視点から特に顕著な功績又は功労があったと認められる者

※上記の賞以外に、オープンイノベーションの推進や産学官の効果的な連携強化等の先導的

事例としての視点から顕著な功績又は功労があったと認められる者に「産学官連携功労者選考委員会特別賞」を授与することがあります。

#### (4) 募集の方法

自薦他薦を問わない公募方式です。

#### (5) 産学官連携功労者候補等に必要な資格

- ① 候補者については、国籍を問いません。
- ② 禁固刑以上の刑歴を有する方は受賞対象となりません。
- ③ 故人は対象となりません。

### 3. 選考方法等

関係府省庁による予備選考を経た後、有識者で構成される産学官連携功労者選考委員会による審査を経て、受賞者の選出を行います。

### 4. 応募方法

#### (1) 手順

- 1 : 下記内閣府意見登録システムより応募書類の様式を請求してください。

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0243.html>

- 2 : 表彰事務局より応募書類(様式1と2)をメールで送付します。
- 3 : 応募書類に記入し、期限までに表彰事務局に電子メールでお送りください(※)。なお、郵便での受付は行っておりません。

(提出先)

内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 産学官連携功労者表彰事務局

※上記の手順2で、表彰事務局よりお送りしたメールのアドレスにお送りください。

(留意点)

- ・応募書類のデータは1事例あたり、必ず15MB以下にしてください。
- ・様式2は原則として12ページ以内にまとめてください。
- ・応募書類に不備や規定外がある場合は、審査対象から除外する場合がありますので、ご注意ください。
- ・応募書類の差し替えは、応募期間内外を問わず、固くお断りします。応募する前に十分にご確認ください。
- ・受賞事例に関して、応募書類の様式2は原則として内閣府のホームページ等で受賞後に公開されます。公開できない情報については、様式2の非公開情報の部分に記載してください。
- ・応募書類は様式1と2のみご提出ください(応募時に付属資料等の提出は不要ですが、審査にあたり、別途提出をお願いすることがあります)。
- ・応募する前に全ての功労者候補から本表彰への応募について、必ず承諾を得ておいてください。

## (2) 募集期間

平成29年2月1日(水) ~ 平成29年3月1日(水) 17時(厳守)

## (3) その他

- ① 応募書類に記載された個人情報その他の情報は、本審査以外の目的には使用いたしません。
- ② 応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、または係争中でないことが条件です。
- ③ 応募内容に関して、記載に虚偽が明らかになった場合には、応募は無効となります。
- ④ 応募書類は関係府省で共有されます。また必要に応じて、関係府省から問合せや追加資料の提出依頼等を行うことがありますので、予めご了承ください。
- ⑤ 関連府省からの連絡等に適切かつ確実にご対応頂きますようお願いいたします。期間内に適切な対応がなされない場合や連絡が取れない場合には、審査対象から除外する場合があります。

## 5. 受賞者の発表及び表彰式

### (1) 受賞者の発表

受賞者の発表は平成29年8月中旬を予定しています。受賞者及び受賞内容については、内閣府のホームページ等で発表します。受賞者には事前に通知致します。また、選外となったものについては特に通知はしません。

### (2) 表彰方法

受賞者に対しては、表彰式を行います。表彰式は平成29年9月1日(金)に開催する予定です。受賞者には、追って詳細をご連絡します。

### (3) 受賞後のご協力等

受賞者の方に対しては、表彰に関する広報・PR活動、各種イベント等へのご協力をお願いすることがありますので、予めご了承ください。また、追跡調査の実施にあたっては必ずご協力頂きますようお願いいたします。

### (4) 表彰の取り消し

表彰後に禁固刑以上の刑に処された場合は、受賞を取消し、表彰状等は返納することにします。

## 6. 参考

産学官連携功労者表彰ホームページ(内閣府)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/sangakukan/index2.html>

### 【応募に関するお問合せ先】

内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 産学官連携功労者表彰事務局

電話番号 : 03-6257-1329

受賞者決定前の選考結果に関するお問合せや審査状況に関するお問合せ、  
落選した場合の落選理由に関するお問合せ等には一切お答えできませんので  
ご了承ください。